

3 消安第 582 号
令和 3 年 4 月 21 日

水産動物の輸入者等関係者 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

水産資源保護法施行規則第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書について（通知）

日頃より、水産動物の輸入防疫に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

水産資源保護法施行規則第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告については、水産資源保護法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告について（平成 28 年 7 月 22 日付け 28 消安第 1954 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「旧通知」といいます。）に基づき、手続を行っております。

今般、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（令和 2 年農林水産省令第 49 号）の施行に伴い、旧通知を廃止するとともに水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号）第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書の様式を定め、財務省関税局業務課長宛てに通知しましたので、お知らせします。

つきましては、関係者への周知に御協力いただくとともに、令和 3 年 4 月 21 日以降は、新しい申告書を使用するようお願いいたします。

なお、旧通知に基づく申告書の様式により使用されている書類は、有効期限内のものに限り、この通知による申告書の様式によるものとみなす旨を申し添えます。

(別添)

3 消安第 582 号
令和 3 年 4 月 21 日

財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

水産資源保護法施行規則第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告について (通知)

水産動物の輸入防疫の推進に当たり、日頃より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについては、これまで水産資源保護法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告について (平成 28 年 7 月 22 日付け 28 消安第 1954 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。以下「旧通知」といいます。)においてその取扱いを規定し、御協力を頂いていました。今般、漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号) 及び漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令 (令和 2 年農林水産省令第 49 号) の施行に伴い、旧通知を廃止するとともに水産資源保護法施行規則 (昭和 27 年農林省令第 44 号) 第 1 条第 2 項に係る水産動物の輸入許可対象外の申告書の様式を別紙のとおり定め、令和 3 年 4 月 21 日から施行することとしました。

つきましては、円滑な通関手続を可能とするため、下記について御承知いただくとともに、令和 3 年 4 月 21 日以降は新しい申告書が提出されることとなりますので御対応をお願いします。

なお、旧通知に基づく申告書の様式により使用されている書類は、有効期限内のものに限り、この通知による申告書の様式によるものとみなす旨を申し添えます。

記

- 1 水産資源保護法施行規則第 1 条に掲げる水産動物種で、(1) 又は (2) に該当する場合は、輸入許可の対象外となります。このうち 1 (1) アを輸入する者が、確認を受けた申告書の写しを通関の際に提示した場合は、輸入許可対象外として取り扱っていただくようお願いいたします。

また、本申告書は、円滑な通関手続のため、申告者が通関時に任意で提示するものです。このため、当該輸入する者から本申告書が提示されない場合であっても、同者から輸入許可の対象外であることの申し出があった場合には、輸入許可の対象外として取り扱っていただくようお願いいたします。

(1) 生きている水産動物であり、かつ、食用に供されるもののうち、ア又はイに該当するもの

ア 輸入後、施設等において一時的に保管するもので、その飼育水を下水道に排水するもの又は輸入防疫対象疾病の病原体を殺滅できる方法で消毒等を行うもの

イ 輸入後、施設等で一時的に保管しないもの（例えば、すぐに店頭で販売される、飲食店等で提供される等、すぐに消費されるもの）

(2) 生きていない水産動物（魚粉又は魚油を除く。）であり、HS コードが第 0508.00 号の 2、第 0511.91 号、第 2301.20 号又は第 2309.90 号の 2 であるもののうち、養殖用に供さないもの

2 提出された申告書については、当課が関係資料を確認の上、輸入許可対象外と判断した場合は、その旨を以下のとおり当該申告書に記載の上、申告者にその写しを返信します。

また、輸入許可対象と判断した場合は、当課から申告者に輸入許可申請が必要である旨説明します。

水産防疫確認番号：〇〇-〇〇

当該水産動物の水産資源保護法第 13 条
に基づく輸入許可は不要です。

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

3 一度当課に提出された申告書は、申告内容に変更がない限り、申告日から 3 年間有効とします。

水産資源保護法施行規則第1条第2項に係る
水産動物の輸入許可対象外の申告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長 殿

輸入者 氏 名
住 所
連絡先

輸入する水産動物【水産動物種（学名記載）】について
は、下記のとおり、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第13条に基づく
輸入許可が必要となる、水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）
第1条第2項の水産動物に該当しないことを申告します。

また、本申告内容に漏れ、偽りはなく、本申告内容に係る一切の責任を負うと
ともに、変更が生じた場合は、速やかに申告します。

記

当該水産動物は、生きている水産動物のうち食用に供されるものであり、輸入
後、1の施設において一時的に保管し、管理については2～4のとおり行います。

1 保管施設の住所、代表者名及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）

住所：〒

代表者名：

電話番号：

メールアドレス：

2 空港又は港から保管施設までの輸送方法、輸送に使用した水、包装材(かご、
おがくず等)及び輸送に使用した包装材の処分方法

輸送方法：

包装材：

輸送に使用した水・包装材の処分方法：

3 保管施設の飼育水の排水の状況（下水道、消毒（有効塩素濃度〇〇ppmで〇〇分間）等）

4 保管施設で一時保管中に当該水産動物がへい死した場合の扱い

5 誓約事項

- ・保管施設の飼育水を排水する際には、下水道に排水する又は消毒後に排水します。
- ・輸送に使用した水は、海等の公共用水面に直接排水することなく、下水道又は消毒後に排水します。
- ・保管施設でへい死した当該水産動物は焼却等適切に処分します。

※添付書類：所在地の写真又は地図、施設内部図面及び排水部分が確認できる写真

(注) 本申告書の有効期限は、申告日から3年間。